

小規模企業振興基本法を

どう活用するか

2014年6月20日、第186国会で小規模企業振興基本法が成立し、国とすべての自治体に小規模企業への支援が責務として明確化されました。本書には、全商連・太田義郎副会長の参議院経済産業委員会での参考人質疑、「基本法」についての解説、「基本法」本文などを収録しています。



愛媛県庁で住宅リフォーム制度創設を訴える愛媛県連の交渉団

全国商工団体連合会

発行にあたって

小規模事業者・個人事業者への支援に光を当てる小規模企業振興基本法（以下、小規模基本法）など、小規模2法案が6月20日、第186回国会で成立しました。

6月17日に行われた参議院経済産業委員会の参考人質疑では、全商連の太田義郎副会長と共に、全国商工会連合会の森田哲夫副会長と中小企業家同友会全国協議会（中同協）の鋤柄修会長が意見陳述を行いました。

太田副会長は、全商連が2011年に発表した「日本版・小企業憲章（案）」の立場に立つて、小規模事業者に光が当てられたことを歓迎すると共に、地域経済の振興、小規模事業者の税負担の軽減、社会保険料の負担軽減と金融の円滑化などに対して発言を行いました。

小規模基本法は国とすべての自治体に小規模企業への支援を求める内容となっています。本パンフレットを活用し、小規模基本法の理解を深め、自治体交渉で具体的な施策の提案を求めると共に、地域での民商の役割発揮に大いに役立てていただきたいと思います。

目次

- ◇ 参議院経済産業委員会での参考人質疑（太田副会長）…………… 3
- ◇ 「解説」 小規模企業振興基本法のポイントと活用…………… 11
- ◇ 小規模企業振興基本法（全文）…………… 23
- ◇ 小規模2法案に対する付帯決議（参議院経済産業委員会）…………… 35
- ◇ 小規模企業振興基本法「Q&A」…………… 38

参議院・経済産業委員会（2014年6月17日）の参考人質疑で全商連・太田義郎副会長が話した内容を紹介します。

小規模企業振興基本法をどう見るか

■小規模事業者に光が当てられたことは歓迎すべきこと

私は名古屋市内の中村区で米屋を50年近くやっております。言わば、町の米屋のおやじであります。食管法の時代から今日までずっとやっております。今回、自営業者の代表として意見表明の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。私は、全国商工団体連合会の副会長をしております。私どもの団体について、一言紹介をさせていただきますと思います。

私どもは、米屋だとか酒屋、肉屋、八百屋はもとより、町の飲食店から建設業者、そして物づくりに携わる町工場など異業種で構成をされており、全国に約20万人の会員を組織しております。何よりの特徴は、従業員5人以下の小規模事業者と個人事業者を中心に組織していることです。そのような小規模事業者と個人事業者の営業と生活、諸権

利を守って、社会的、経済的地位向上を図ることを目的に63年間ずっと活動してまいりました。本委員会で議論をしていただいている小規模企業の実態や要望を最も良く理解しているのではないかと自負しているところです。

これまでの中小企業政策は、どちらかといいますと中小企業の中でも上の部分、やる気と能力のある中小企業の支援が中心になっておりましたので、私どものような小規模事業者にはなかなか光が当てられていませんでした。その点から、今国会で5人以下の小規模事業者への支援に光を当てた小規模企業振興基本法案が議論されていることは、大変歓迎すべきだろうと思います。

■小規模事業者の実態は

どうなっているか

小規模事業者の実態であります。御承知のように大変厳しい状態にあります。私の住む名古屋でも、自動車関連の下請けの町工場がたくさんありますが、単価、工



賃は、毎年下がってきております。その上、親企業の海外移転で仕事量は減少し、廃業が続いております。かつては韓国並み賃金といわれましたが、今やアジア賃金といわれて、政策支援から置き去りにされてまいりました。町工場が消えていくのではないかと危惧をしています。

町も大きく変化をしてきています。商店街は空き店舗が増えて、何年もシャッターが下りたままの店舗が増えていきます。私の住んでいる中村区のすぐ家の近くのマンションは、一階部分が店舗なのですが、喫茶店、小間物屋、食料品、衣料品店が次々店を閉じて、今残っているのは美容院だけです。町の活力が失われて、町が日に日にさびれて死んでいくような寂しさを日常的に感じていきます。

どうしてこのようなことになつてきたのか、本日はこの原因についてあれこれ議論する場ではありませんので、今直面している問題に絞つて申し上げたいというふうに思います。私どもは年2回、中小工業研究所という、私ども全商連の付属機関で、1430社で営業動向調査というのを行つていきます。この間、アベノミクスで一部の大企業では景気回復が伝えられていますけれども、私たちのようなところではその実感はなく、むしろ原材料の高騰が収益を悪化させて、消費税の増税が経営悪化の引き金になっています。小規模事業者の経営を困難にしている原因の上位5つを挙げると、第1は仕事やお客さん、顧客の減少、第2は消費税の負担が重いこと、第3は競争の激化、第4は低下請け単価、第5は経費の増大です。これが最近の一番直近のアンケートの結果です。

■消費税は力の弱い者に押し付けられる税金

政府は消費税についての転嫁対策を講じているといいますが、消費税が転嫁できるかどうかは市場における力関係なんです。厳密にいきますと、それは相対取引で付加できるのかできないのかが現実にはもう決まってくる。親企業や顧客からは価格の引下げを求められ、「ちよつと安うしてよ」と、こういう話です。また、うちだけ上げると客が減るのでないかという不安もあつて、結局は同業者との価格競争という値引き合戦にさらされているのが現状です。

消費税は結局、力の弱い者に負担が押し付けられる税金なのです。そういうこともあり、消費税の滞納が増え続けて廃業の引き金にもなっております。

政府は、地域の中で取引が集中している「コネクターハブ企業」への支援を切り札にしようということは言っておりますが、実はコネクターハブの事業体というのは、全国的な支援が地域の底上げになるのか大変疑問に思います。

■小規模基本法に基づく三つの政策の具体化を

私どもは、このような小規模事業者をどうすれば元気にすることができるか、引き続き地域で役割を果たしていくことができるのかという点から、「日本版・小企業憲章(案)」

というものを2011年に提案しました。その中で、小企業、家族経営の役割の重要性や必要な政策方向を提起しております。資料としてお配りしておりますので、是非、後で御一読いただければ幸いかと思います。私は、この中から3点に絞って小規模企業振興基本法に基づく政策の具体化をお願いしたいと思います。

第1は、仕事の確保についてです。

「金は天下の回りもの」という言葉があります。若い人はこんな言葉は聞いたことないと言いかも知れませんが、多少年配の方にはこの言葉が通用すると思います。

しかし、この20年、金もモノも人も地域で循環しなくなってきたとおりです。大企業の海外移転や、少子化、高齢化で人口も少しずつ減少を始める、非正規雇用が広がってきたり、働く人の賃金もどんどん減り続けているなど、地域は疲弊をしております。価格だけで、ものの値打ちを判断する新自由主義的な風潮が広がり、地域資源を生かし、地域の暮らしや生活に必要なものを供給することをなりたいにしている小規模事業者の出番もなくなってきました。金、モノ、人の循環は断ち切られて、地域の持続可能が失われてきています。



今必要なことは、小企業、自営業者が自立できる環境をどうつくっていくのかにあります。その柱が地域での仕事おこしによる地域経済の振興策だというふうに思います。

こうした中で、地域循環をつくる経済振興として注目されているのが住宅リフォーム助成制度です。2014年度で秋田や山形、静岡、広島、佐賀の五つの県を含む全国で628の自治体で実施されております。各自治体の試算では、経済効果は実に23倍から29倍の効果があるということが実証されております。

住民に喜ばれ、業者の仕事も起こし、自治体の財政力も増やす「三方よし」で大変歓迎されております。最近では、省エネルギー、バリアフリーの促進の上からも、少子高齢化社会への対応としても必要とされているもので、地域を元気にします。こうした地域循環の政策を全ての自治体が推進できるように、国が財政支援を含めて応援していただきたいと思えます。

第2は、消費税中心の税財政の構造から、憲法の理念を踏まえた応能負担原則の確立で小規模事業者の税負担の軽減を図ることです。

私どもの調査では、消費税を転嫁できない事業者は、最も最近の調査で49・4%になっています。事業規模が小さくなるほどその比率は高くなっています。消費税は事業者税となつているのです。ですから外形標準課税などもつてのほかだと思っております。

これは政府の「中小企業白書」でも紹介されていることですが、個人の起業を促すた

めに、フランスでは「個人事業主制度」を2009年に制定していますが、地方税が3年間免除されるほか、付加価値税の、日本でいえば消費税ですけれども、納税も免除され、売り上げがない間は所得税も社会保険料も免除されるということです。この制度の導入で起業は倍増したというふうに報告されています。このように、個人事業者に対する思い切った措置をお願いしたいと思います。

第3は、社会保険料の負担軽減と中小企業金融の円滑化です。

社会保険料の負担軽減の必要性については、衆議院の付帯決議（注1）も付されています。るところです。負担の軽減を図る効果的な支援策を是非実現していただきたいものです。そして、政府が10年に閣議決定した「中小企業憲章」では、中小企業向けの金融を円滑化することが行動指針に入れられておりますが、昨年3月末の金融円滑化法終了後、信用保証制度の見直しなど憂慮すべき動きが強まっているように感じております。例えば、返済猶予を受けていた業者が、今年に入ってから元本含めて一括返済を迫られるというような動きも出てきております。

小規模事業者にとつて金融は「命綱」です。町の中小業者は、ものづくりの技術を生かした仕事を始め、地域の町内会、コミュニティの中心的役割を担うなど、地域になくてはならない存在です。文字どおり、地域で営業していることで社会貢献しています。廃業をできるだけ少なくしていく金融対策こそ必要です。「地域再投資法」（注2）など、

中小企業金融の円滑化の実現もお願いしたいと思います。

さて、お手元に「日本版・小企業憲章（案）」をお渡ししてありますが、8ページにこういう文言が書かれております。

「小企業・家族経営は、強い独立心を持っています。そして、苦勞をいとわず、経営努力を積み重ね、磨いてきた技術や技能、味やサービスを次代に受け継ぐという使命感や進取の精神を発揮しながら日本経済に活力を与えてきました。小企業・家族経営の存在が戦後の我が国の復興や驚異的な経済成長を支え、度々発生する大災害から地域を再生させるなど、大きな役割を果たしてきたのも事実です。地域の隅々に多様な小企業・家族経営が存在することが庶民の暮らしを豊かにします。そして、小企業・家族経営は多様で貴重な経済的、社会的役割を発揮しています。この役割を正當に評価し、事業の継承、発展を保障することこそ、行政の責務です」

小規模企業振興基本法に基づき、私どものような小企業・家族経営を守り支援する政策を具体化、推進していただきますようお願いしたいと思います。

（注1）付帯決議は参議院でも採択され、衆参両院ともが社会保険料の負担軽減を求めています。

（注2）米国では、低所得者層などが多く住む地域への融資差別をなくすための「地域再投資法（CRA）（1977年制定）」があります。この法律は、金融機関に対し、低所得者や中小企業を含め、営業地域の資金需要に適切に応える責任を求めています。

「解説」

小規模企業振興基本法のポイントと活用

◇はじめに

第186回国会で小規模企業振興基本法（以下、小規模基本法）など小規模2法案が成立しました。1963年の中小企業基本法の成立以来、51年ぶり、経産省にとつては戦後2本目の基本法です。基本法は、中小企業政策にとつての憲法ともいふべきものです。

中小企業基本法制定当初の目的は、大企業との格差是正でしたが、1999年に大改正されました。改正では、格差是正から中小企業の「多様で活力のある成長発展へ」と転換がはかられました。今回の小規模基本法は、中小企業基本法の大きな理念は維持しつつ、中小企業の9割を占める334万者の小規模事業者、すなわち「個人事業者をはじめとする従業員が5人以下の事業者を『小企業者』とし」、その事業の「持続的な発展（維持）」を正面から応援することを目的にしています。

これは、「パラダイムチェンジ（価値観などが革命的にもしくは劇的に変化すること）ではありません。パラダイムシフトです。シフトというのは広がることです」と茂木敏充経済産業大臣は述べています。つまり、成長戦略を捨て去ったわけではないが、それ

だけではなく枠を広げたという説明です。

この小規模事業者は、「人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面」するばかりでなく、大企業の横暴に苦しみ、資材高騰や消費税転嫁問題などに苦しみ、経営を悪化させています。この小規模事業者の「振興」をはかろうとする本法は、中小業者の経営と暮らしを守る運動を進める私たちにとって使える法律なのか、それとも単なるお飾りにすぎないのか、本稿ではこの問題を解明しつつ、小規模事業者の振興と「経済の好循環を図る」上でどのような取り組みが求められるか、問題提起をします。

1 小規模基本法の概要とポイント

小規模基本法（全21条と附則）は、小規模企業の経営環境を悪化させている原因を提案理由で簡潔に述べています。第1は、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化。これにより、売り上げや事業所数の減少に陥っていること。第2は、経営者層が高齢化し、後継者もないことです。この課題に「総合的かつ計画的に、そして関係者が一丸となって戦略的に」取り組むために新たな施策体系を構築すると述べています。

政府の提案理由では、リーマンショックやそれをもたらした格差と貧困を拡大させた構造改革路線や新自由主義的な施策の遂行、さらにはアベノミクスの原材料高騰や消費

小規模企業振興基本法〈概要〉

1 法律の趣旨

中小企業基本法(2013年改正)を一步進め、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系の構築をめざす

2 基本原則

- ①従業員5人以下を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置付ける
- ②小企業者が経営資源を有効に活用し、活力の向上が図られ、円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援することを規定する

3 各主体の責務

国、地方公共団体、支援機関等(独立行政法人中小企業基盤整備機構など)関係者相互の連携および協力 等

4 基本計画

政策の継続性・一貫性を担保する仕組みを作るため、小規模企業の振興に関する施策の体系を示す5年間の基本計画を策定し、国会に報告

5 基本的施策

- ①多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進
- ②創業の促進、事業の承継・廃止の円滑化
- ③小規模企業に必要な人材の育成・確保、技能の継承、事業活動に関する広報活動の充実
- ④地域経済の活性化、住民生活の向上、交流の促進に資する事業の推進
- ⑤適切な支援体制の整備

税増税などの政治的な問題にはもちろん触れてはいませんが、第1に掲げていることは、なぜそういうことになったのかという原因を脇におけば客観的な事実です。第2の点も原因を問わなければ事実です。そうであれば、対処療法であつてもツボを押さえたものであれば効果は期待できるかもしれません。

小規模基本法は、そこで中心問題である「売り上げの減少」に対処するために、

①「(顧客との関係) 信頼関係を活かし多様な需要を掘り起こす」(第14条、15条)、②「(事業者自身の在り方) 多様な『個』の能力を活かす」(第16条、17条)、③「(地域との関係) 連携を強化し地域を活性化する」(第18条、19条)と、基本的な方向性を示しています。

このため、どのような仕組みを設定しているでしょうか。

①「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を実現すること自体に意義があることを位置づけたこと(第3条)、②個人事業者はじめ小規模事業者の多数を占める従業員5人以下の「小企業者」の適切かつ円滑な事業運営の重要性を明記したこと(第4条)、③一貫した施策を講じるための基本計画を創設することにしたこと(第13条)です。

そして、そのために小規模事業者の意見を聞くこと、定期的な実態調査、国会への年次報告等を通じ施策の妥当性・実効性をはかること、そして最後に、総力をあげた支援体制の構築を定めています(第20条、第21条)。このなかでは、334万業者に施策を届けるため、行政機関間、国と地方公共団体等の適切な役割分担・連携について述べています。

周知のように、政府は2010年、中小企業憲章を閣議決定し、それを受けて「ちいさな企業」未来会議を設置し、産業競争力協議会等で意見を聞きつつ、13年6月、行動計画の議論をすすめる小規模企業活性化法を成立させました。このなかで中小企業基本法を改正し、小規模事業者の意義として「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」を規定するとともに、施策の方針にも、小規模企業の活性化を明記してきました。

こうした流れのなかで、今回成立がはかられた小規模基本法がどのような意義と役割があるのか、そして効果は期待できるのか、国会での審議を通じて明らかになった点を中心に見ていきたいと思います。

2、小規模基本法では地方自治体の役割がますます重要に

茂木経済大臣は、衆議院の経済産業委員会です次のような答弁を行っています。

「昭和38年に中小企業基本法が成立いたしました。今回は51年ぶり、経産省にとつては戦後2本目となります基本法の提出ということであります。この小規模企業振興基本法を、早急に成立させまして、地域の中小企業者に対して明るいメッセージをお届けしたい。：昨年の通常国会におきましては、中小企業の成長発展を支援するという基本理念を維持しつつも、小規模企業の意義づけなどをより明確にするために行いました中小企業基本法の改正を含めた、小規模企業に焦点をあてた8本の関連法案を一括して改正し

ます小規模企業活性化法を成立させたところでもあります。今回の基本法は、これを一歩進めまして、小規模企業固有の課題を洗い出した上で、小規模企業の振興に関する施策について総合的かつ計画的に、また関係者が一丸となつて取り組む体系をつくりあげる、こういう観点から提出したものであります。：

これまでの中小企業基本法は、中小企業の成長発展を一つの考え方にしておりました。もちろん、この考え方は維持をいたしますけれども、多くの小規模事業者にとりましては、成長発展だけではなくて、現下の厳しい経営環境の中で、事業を継続する、雇用を維持すること、また、技術を伝承していく、こういうったこと自体も重要でありまして、事業の持続的な発展を新たな基本原則として位置づけることにしたところであります。：

具体的な政策立案の指針として、中小企業基本法にはない基本計画を策定し、そしてその国会への報告、そして毎年、進捗管理、こういうったことを行う旨を定めたものであります。中小企業基本法と全く方向性が違うかといえますと、そんなことはありません。ただ、より小規模企業に焦点を当て、その中でも、事業の持続的な発展のための具体的な方向性を打ち出したのが今回の法案だと思っております。：国として、また地方や関係者も挙げて、小規模企業そして小企業を応援していく、こういう明確なメッセージを打ち出していきたいと思っております」

以上の説明から明らかなように、中小企業の9割をしめる小規模企業の振興をはかるために中小企業基本法とは別に小規模基本法を策定したということなのです。

中小企業基本法では、国は中小企業に対する施策を「総合的に策定し実施する」とい

う責務を負い、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」という関係になつていきます。

「小規模基本法」で作成が求められることになる。「基本計画」で国・自治体の関係はどうなるのでしょうか。

茂木大臣は「国としては、基本的に、大きな方針を打ち出す、今回も初めて、小規模企業振興計画、こういつたものを策定することになりました。しかし、それぞれの地域には特性があるわけでありまして、具体的な施策の企画等につきましましては、地方公共団体を中心に進めていく、こういつたスキームをとりたいと思つております。そして、両者の連携、さらに申し上げますと、商工会議所や商工会、そして地域の金融機関との連携、面的な支援の体制、そういつたものをしつかりつくつていくことが必要と考えております。」

国は小規模企業についての総合政策を策定する、そして地方自治体は地域特性を踏まえた「小規模企業振興計画」を策定し実行していく、具体的な施策の企画立案・実行は地方公共団体の役割であると明確に述べています。

この点について田中政務大臣も同趣旨の説明を行つています。

「小規模事業者の振興には、地方公共団体の積極的な取り組み、これは不可欠なものであります。本法案においては、地方分権はやはり尊重しつつ、地方公共団体に対して、各地域において小規模企業振興施策を講ずることを求めることになつております。国が

ら地方公共団体に当然働きかけてまいりたいと思います。具体的には、地方公共団体に對しましては、それぞれの地域の特性に應じた企画立案をし、実施することを責務とするとしております。具体的な方策については自治体の判断となりますが、地元の小規模事業者の実態調査も一つの有効な取り組みであろうと思えます」

小規模基本法では、これまで以上に地方自治体の役割が重要になってくると考えられます。

次に、「成長戦略」とこの「小規模基本法」の関係についてはどのような議論がされているのでしょうか。

すなわち、アベノミクスの成長戦略の眼目は「新陳代謝を通じて」収益性・生産性をあげ、「事業者の革新」をすすめる「稼ぐ力を強化（競争力強化）」することにあります（『日本再興戦略』改定2014。14年6月24日）。この観点から、中小企業等の廃業・開業目標を10%に設定しています。

質問にたつた議員からは「廃業、起業をすすめる成長戦略と、小規模を守る小規模基本法とどう両立するのか？」という指摘もなされています。

茂木大臣は「小規模企業の政策、これはまさに経済政策でありまして、社会政策ではない。法案を見ていただきますと、出てくるのは振興であり支援なんです。これは経済政策なんです。われわれはあくまでもそういう、事業の持続的な維持であつても、それは前向きな活動として、経済政策として捉えていきたい、こんなふうに思っております」

「これは単純に今と同じことをやりなさいというよりも、その事業の枠のなかで、常に

改善をするとか、そういったことをやっていく企業なのだとは思います。10年前と全く同じことを10年後もやるというのは、事業の持続的発展ということではないと思っております。…これまでの成長、発展だけではなくて、事業の持続的維持、こういったことも今回位置づけさせていただいたのは、オプシオンとしてもうひとつ増やして、それに対する支援策も充実をしたということでもあります。…本当にこの事業を続けていいんだらうか、業種転換した方がいいのではないか、一旦閉めた方がいいのではないか、そういうことも含めて支援機関もアドバイスできるような機能も強化していくことが必要だ、こんなふうに考え、今回の法案を提出させていただいた次第であります」

磯崎大臣政務官は「基本法というのは小規模企業者の前向きな一歩というものを引き出していくということが観点としてあるわけでございますので、経済的にもあるいは社会的にも弱いという存在ということに位置付けまして、例えば救済を図っていくとか、あるいは格差の是正を図っていくか、そういった社会政策の観点から今回の法律をつくったのではないというふうにわれわれは考えております」

以上の説明からも明らかのように、政府の支援は「やる気のある地域の活動を」（『日本再興戦略』改定2014）支援するものであつて、この点は変わっていません。活力もやる気もない事業者を救済するものではないと繰り返し述べています。

3、地域の循環型経済へ、小規模基本法を生かし運動の強化を

「イノベーションに挑戦」し「大胆な事業再編や新規事業に挑戦しなければ、いつまでの新陳代謝は進まず、…真の生産性の向上にはつながらない」と競争政策をとる安倍内閣が、「小規模基本法」を制定せざるをえなかったのは、政権維持をはかるためには「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」する小規模事業者の存在に対し、一定の配慮はせざるをえなかったと考えられます。

同法と同時に「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正」を行い官制商工会の役割や支援を強めることにしたのもそのことを裏付けます。

このような政治的な意図から制定されたといえ、同法には大きく三つの意義があると考えられます。

第1は、個人事業者はじめ小規模事業者の多数を占める従業員5人以下の「小企業者」をはじめて施策の中心に位置付けたこと。

第2は、小規模事業者の声を聞き、振興への「基本計画」の策定を義務付け、それを地方公共団体の責務としたこと。

第3は、国会への年次報告を通じ、施策の妥当性・実効性を担保する仕組みを導入したことです。

この間、全国の自治体で民商・全商連をはじめ、中小企業振興条例の制定の運動がすすめてきました。14年8月末現在で31府県150自治体で制定されています。この条例に基づき、中小業者の声を聞き施策を検討する審議会等が設置され、産業振興ビジョンや計画がつくられ実行されてきています。

小規模基本法は、これと同様の取り組みをすべて自治体の責務として求めるものといえます。そして、これまで条例に基づいて運動をすすめてきた自治体には、これまでの施策が小規模企業に対するものとして有効であったかを再検討し、不十分さがあれば見直し等を迫るものです。

自治体には「5人以下の事業者を」中心に組織している民商の代表を審議会の委員にし、「声を聞く」ように求めていくことが重要です。私たち民商・全商連は、すでに「日本版・小企業憲章（案）」を策定し、この実現をめざし運動をすすめてきていますので、基本的にはこの内容で自治体に向けた運動をすすめていくことができますが、さらに実態を正しくよくつかみ、説得力のある道理ある政策提案能力を高めていく努力が求められます。



こうした取り組みを通じて、参議院での参考人意見陳述で太田義郎副会長が主張したように、地域で資金と仕事をまわし抜群の経済効果を発揮するリフォーム助成や「三方よし」の商店版りニューアル助成をはじめ、小規模事業者の願いにそつた地域経済循環型の支援策を広げていく必要があります。

また、国は「小規模企業支援課」(仮称)を中小企業庁に設置し、これまでの流れから推測されるところによれば「ものづくり・商業・サービス補助金」(13年度補正、1400億円)や「小規模事業者支援パッケージ事業」(13年度補正)のような補助金をつくり、やる気と活力のあると思われる小規模事業者の支援を行うと見られます。この補助金は商工会や商工会議所の会員でなければ受けられないものではなく、すべての事業者を対象にしたものです。また、その施策を385万業者に届けるのは商工会や商工会議所の独占業務でもありません。

今後と同様な支援メニューがつくられてくることが予想されるだけに、制度の趣旨や要件をよく理解し使えるものはなんでも使うという取り組みが求められます。その点からは自主計算運動を通じて経営分析に強くなり、「事業計画」をつくり常に見直し発展させていく取り組みも求められます。また、民主的な税理士や中小企業診断士、地域金融機関など認定支援機関との連携も強める必要があります。

小規模基本法の成立を生かせるかどうかは、主として地域を主戦場にした民商の取り組みにかかっていると見えるのではないのでしょうか。これを機会に政策提案活動の力量を高め、持続可能な地域づくりへ地域での共同を広げていきましょう。

小規模企業振興基本法

(平成二十六年六月二十七日法律第九十四号)

目次

第一章

総則(第一条―第十二条)

第二章

小規模企業振興基本計画(第十三条)

第三章

小規模企業の振興に関する基本的施策(第十四条―第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条

この法律は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条

この法律において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者をいう。

2、この法律において「小企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が五人以下の事業者をいう。

（基本原則）

第三条

小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規

模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。

第四条

小規模企業の振興に当たっては、小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。

(国の責務)

第五条

国は、前二条の小規模企業の振興についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、小規模企業の振興及びこれに関連する施策の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 国は、小規模企業に関する情報の提供等を通じて、基本原則に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(基本方針)

第六条

政府は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

一 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進を図ること。

二 小規模企業の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保を図ること。

三 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進を図ること。

四 小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図ること。

(地方公共団体の責務)

第七条

地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

(小規模企業者の努力等)

第八条

小規模企業者は、経済社会情勢の変化に即応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。2 中小企業に関する団体は、小規模企業者に対してその事業活動を行うに当たっては、基本原則にのっとり、小規模企業者とともに、小規模企業の振興に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 小規模企業者以外の者であつて、その事業に関し小規模企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するようしなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第九条

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業に関する団体その

他の関係者は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関する施策があまねく全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十条

政府は、小規模企業の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(調査)

第十一条

政府は、中小企業政策審議会の意見を聴いて、定期的に、小規模企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。

(年次報告等)

第十二条

政府は、毎年、国会に、小規模企業の動向及び政府が小規模企業の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る小規模企

業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 小規模企業振興基本計画

第十三条

政府は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針

二 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、小規模企業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 政府は、小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 小規模企業の振興に関する基本的施策

(国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進)
第十四条

国は、小規模企業による国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供を促進するため、商談会、展示会、即売会その他これらに類するものの開催の促進、事業活動を行う拠点の整備の促進、情報通信技術の活用に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国内外の多様な需要に応じた新たな事業の展開の促進)

第十五条

国は、小規模企業が、国内外の多様な需要に応じて、自らが販売する商品又は提供する役務の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことにより、新たな事業の創出又

は事業の革新を図るとともにその事業の展開を図ることに資するため、小規模企業の経営の状況の分析並びにそれに基づく指導及び助言の促進、小規模企業が販売する商品又は提供する役務の需要の動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供の促進、新たな需要の開拓に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業の創業の促進及び小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化)

第十六条

国は、小規模企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供の促進及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給、創業を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、前二項の施策を講ずるに当たっては、創業及び事業の承継又は廃止が相互に密接な関連を有する場合があることに鑑み、必要に応じて、これらの施策相互の有機的な連携を図りつつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

(小規模企業に必要な人材の育成及び確保)

第十七条

国は、小規模企業の経営を担うべき女性や青年を含む多様な人材の育成及び確保を図るため、小規模企業の事業活動に有用な技能及び知識並びに経営管理能力の向上、創業を行おうとする者及び小規模企業の事業の譲渡を受けようとする者に対する技能及び知識の継承の支援並びに経営方法の習得の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、小規模企業に必要な労働力の確保を図るため、地方公共団体又は大学、高等専門学校、高等学校その他の教育機関と連携した職業能力の開発及び職業紹介の事業の充実、小規模企業の事業活動に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域経済の活性化に資する小規模企業の事業活動の推進)

第十八条

国は、小規模企業が単独で又は共同して行う事業活動であつて、地域経済の活性化に資するものを推進するため、小規模企業者と小規模企業者以外の者の交流又は連携の推進、小規模企業者と小規模企業者以外の者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進)

第十九条

国は、小規模企業が単独で又は共同して行う事業活動であつて、地域住民の生活の向

上及び交流の促進に資するものを推進するため、小規模企業が地域の住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売若しくは役務の提供又は商店街その他の商業の集積の活性化に必要な資金の円滑な供給、助言、情報の提供、普及宣伝の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(適切な支援体制の整備)

第二十条

国は、小規模企業がその事業の持続的な発展を図るための支援を適切に受けられるよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び中小企業に関する団体その他の関係者と協力しつつ小規模企業を支援する体制の整備を図るため、これらの者が小規模企業の支援を行うに当たり達成すべき目標を明確化することの促進、これらの者相互間又はこれらの者と地方公共団体若しくは地域住民等との間での連携及び協力の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(手続に係る負担の軽減)

第二十一条

国は、小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、その実施に際して必要となる手続について簡素化又は合理化その他の措置を講ずることにより小規模企業者の負担の軽減を図るよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後十年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業基本法の一部改正)

3 中小企業基本法の一部を次のように改正する。第二十九条第三項中「及び産業競争力強化法」を「産業競争力強化法」に改め、「(平成二十五年法律第九十八号)」の下に「及び小規模企業振興基本法(平成二十六年法律第九十四号)」を加える。

「小規模企業振興基本法案」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案」に対する 附帯決議

平成二十六年六月十九日 参議院經濟産業委員会

小規模企業は、經濟を牽引し、雇用を確保する力であり、地域社会の主役として地域經濟と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす国家の財産ともいふべき存在である。しかしながら、小規模企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。日本經濟の再生を果たすためには、成長力の基盤である小規模企業の健全な發展を促し、小規模企業がその個性や可能性を存分に發揮することを通じて、活力ある地域社会ひいては我が国の産業競争力の向上を実現していくことが国家的課題であることに鑑み、政府は、両法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 小規模企業振興基本計画については、関係省庁の一層の連携のもと、小規模事業者の意見を十分反映した上で策定を行い、その実効性を中長期的に担保するために、政府一体となつて必要な予算・税制等の措置の拡充に努めるとともに、適時適切に施策の

評価及び見直しを行うなど、PDCAサイクル（注）を確立すること。

二 全国の小規模企業に支援施策を確実かつ効率的に届けられるよう、国、地方公共団体、中小企業に関する団体等が緊密な政策的連携及び適切な役割分担を図るとともに、事業者にとつて分かりにくいものとなつてゐる施策体系を整理・統合し、施策の積極的な周知に努めること。

三 小規模企業に蓄積された有益な経営資源の継承及び産業の新陳代謝を促進するため、創業・事業承継・廃業については、これまで行われてきた各種施策の再評価を行った上で、相互の関連性を踏まえた段階ごとのきめ細かな支援策を拡充するとともに、事業者に対する情報提供、相談体制を整備することにより、その円滑化を図ること。その際、廃業については、経営者が廃業を決定するに当たつて過度な経済的・精神的負担を負うことなく適切なタイミングで事業を終了することができるよう環境を整備すること。

四 商工会及び商工会議所が小規模事業者の支援ニーズに的確かつ十分に応えられるよう、経営指導員等の資質向上及び有為な人材の確保に必要な措置を講ずること。また、政府として、関係省庁や支援機関などとも連携しながら、地方公共団体に対し、小規模事業者の振興と地域活性化は表裏一体であるという本基本法案の趣旨を丁寧に説明し、十分な支援人材の体制が確保され、理解と協力が得られるよう努めるとともに、都道府

県による商工会、商工会議所向け予算に係る地方交付税を始めとする国の支援の充実に向けて、適切に対応すること。さらに、新たに創設される経営発達支援計画の積極的かつ効果的な活用を図ることにより、小規模事業者が抱える課題の解決に資するよう努めること。

五 法人事業所及び常時従業員五人以上の個人事業所に義務付けられる社会保険料が、小規模企業の経営に負担となつている現状があることに鑑み、小規模企業の事業の持続的発展を図るといふ観点に立ち、従業員の生活の安定も勘案しつつ、小規模企業の負担の軽減のためにより効果的な支援策の実現を図ること。

右決議する。

(注) P D C A サイクル 計画 (plan) ↓ 実行 (do) ↓ 評価 (check) ↓ 改善 (act) という一連の活動を繰り返し行なうことで、継続的に施策等の改善を行っていくこと。

小規模企業振興基本法

「Q&A」

全国商工新聞(14年8月4日号より)

Q 小規模基本法は何を目的にした法律ですか

A 中小企業の9割を占める334万社の、小企業(従業員5人以下)を含む小規模企業(従業員20人以下)の「振興に関する施策を総合的、計画的に推進」することを目的にしています。

また、その「持続的な発展」によって、国民経済の健全な発展や国民生活の向上を図るとしています。

Q なぜ今、この小規模基本法が出てきたのでしょうか

A 茂木敏充経済産業大臣は法案の趣旨説明で「小規模事業者は、地域の経済や雇用に支える極めて重要な存在」とその役割を高く評価しました。

その一方で「人口減少、高齢化、海外との競争激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面し、売り上げや事業者数の減少(次ページ図)、経営層の高齢化等の課題を抱え

ている」との認識を示した上で、その打開のため「小規模企業に焦点を当てた：総合的、計画的、戦略的な新たな施策体系を構築する必要がある」と説明しています。

Q 小規模基本法の概要は？

A 法律は三つの章に分かれています。ポイントは大きく分けて、①基本原則、②各主体の責務、③基本計画、④基本的施策の四つです。

Q 基本原則とは？

A 二つあります。一つは、「小規模企業の活力が最大限に発揮される必要性が増大している」とし、「個人事業主をはじめ、多様な事業を創出する小企業が多数を占める小規模企業の持続的発展」を図ること。もう一つは小企業者の円滑かつ、着実な事業の運営を適切に支援することです。

Q 各主体とは、またその責務は？

図表 中小企業・小規模事業者の数

	1999年 (企業全体に占める割合)	2009年 (企業全体に占める割合)	2012年 (企業全体に占める割合)
中小企業・小規模事業者	484 万者 (99.7%)	420 万者 (99.7%)	385 万者 (99.7%)
うち小規模事業者	423 万者 (87.2%)	366 万者 (87.0%)	334 万者 (86.5%)

(出所) 総務省「経済センサス活動調査」再編加工等より作成

A 国、自治体や独立行政法人中小企業基盤整備機構など中小企業に関する団体です。国には小規模企業の振興と、その施策の確実な実施のための計画の策定、関係機関の相互連携、支援体制の整備を求めています。

地方自治体には「自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定」し「実施する責務」があるとしています。

Q 国が策定する基本計画はどのようなものですか

A 「小規模企業振興基本計画」（基本計画）と呼ばれるもので、その内容は、①小規模企業の振興に関する施策についての基本方針、②政府が総合的、計画的に講ずる施策―などです。

計画は5年ごとに策定され、その際「小規模企業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とされています。また計画を国会に報告・公表することを、政府に義務付けています。

Q 基本的施策とはどのようなものですか

A 四つあります。

一つは、多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業の展開を促進するため、情報の収集、事業拠点の整備、また、必要な資金の円滑な供給です。

二つ目は、小規模企業の創業の促進、事業の承継のための制度の整備、経営方法の取得の促進のための施策、必要な人材の育成や確保、そのために教育機関との連携や広報活動の充実のための施策です。

三つ目は、地域経済の活性化に資する事業の推進です。そのため小規模事業者が共同して行う事業への助成や必要な資金の円滑な供給、情報提供などの施策です。

四つ目は、適切な支援体制の整備とともに、施策を実施するに当たり、手続きの簡素化を図り、小規模事業者の負担軽減を図る、としています。

Q 地方自治体の責務が打ち出されました。どんな運動が必要でしょうか

A いち早く交渉・懇談を行い、その具体化を迫ることです。全商連が発表した「日本版・小企業憲章（案）」には、具体的な提案が書かれています。今までの政策も含め、小企業者の仕事おこし、地域経済の活性化のための必要な施策の提案、そして実行を迫っていきましよう。

2014年10月(3刷)

発行 全国商工団体連合会

〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13

TEL 03-3987-4391 FAX 03-3988-0820